

建築物関連法令協議記録

設備工事に入る前に、こちらの書類を久留米市障害者福祉課（１４階）まで提出してください。

事業所名 確認者名

下の太枠を記載の上、各担当部署と協議を行ってください。

開設予定年月日：	年	月	日
建物所在地：			
建物所有者：			
計画施設の法令上の取り扱い：		法第	条第 項
(例：障害者総合支援法第５条第１７項 共同生活援助)			
使用階：	階	使用予定床面積	m ²
建築基準法第７条第５項における検査済証の有無： あり なし 不明			

都市計画法についての協議記録

令和 年 月 日	担当課名	都市計画課 １２階	都市計画等情報閲覧システム
担当課での確認事項（各自で記入すること）			
☐ 市街化調整区域である ☐ 市街化区域・非線引き都市計画区域である			
<u>用途地域（該当する用途地域にチェック）</u>			
☐ 第１種低層住居専用地域 ☐ 第２種低層住居専用地域 ☐ 第１種中高層住居専用地域			
☐ 第１種住居地域 ☐ 第２種住居地域 ☐ 準住居地域			
☐ 近隣商業地域 ☐ 商業地域 ☐ 準工業地域			
☐ 工業地域 ☐ 工業専用地域 ☐ 無指定			
<u>特定用途制限地域（非線引き都市計画区域で用途地域の指定がない場合にチェック）</u>			
☐ 田園居住地区 ☐ 幹線沿道地区 ☐ 産業集積地区			
※担当課に設置された端末上でご自身でお調べください。			

令和 年 月 日	担当課名・担当者名	都市計画課 １２階	() 氏
※市街化区域・非線引き都市計画区域の場合（1,000㎡以上）			
☐ 開発行為がある（手続き要） ☐ 開発行為がない			
<u>※市街化調整区域の場合（手続き要）</u>			
☐ 法第３４条第１号該当			
☐ 法第３４条第１４号（久留米市開発審査会付議基準５号）該当			
☐ 法第３４条第１４号（久留米市開発審査会付議基準１４号）該当			
☐ 法第３４条第１４号（久留米市開発審査会付議基準１５号）該当			
} 審査会の判断で適合の可否が決定			
担当課からの指導事項（各自で記入すること）			

建築基準法についての協議記録

令和 年 月 日	担当課名・担当者名	建築指導課 1 3 階 () 氏
・用途変更確認申請（床面積200㎡以上の場合） ☐ 必要 ☐ 必要でない ※必要でない場合は下記に ☒		
☐ 確認申請の手続きは不要であるが、建基法に適合するかどうか建築士に確認すること		
・検査済証の有無 ☐ あり ☐ なし		
担当課からの指導事項（各自で記入すること）		
※新規指定・変更届の申請時、「 <u>建築検査済証の写し</u> 」の提出が必要となります。「建築検査済証の写し」を提出できない場合は、 <u>建築確認台帳記載事項証明（完了検査年月日が記載されたもの）</u> や用途変更の確認申請等、提出していただきます。なお、確認できない場合は耐震診断が必要となります。		

令和 年 月 日	建築士名	級建築士
建築士からの建築基準法の法適合に対するコメント		

福岡県福祉のまちづくり条例についての協議記録

令和 年 月 日	担当課名・担当者名	建築指導課 1 3 階 () 氏
特定まちづくり施設新築等の届出 ☐ 対象である ☐ 対象でない		
担当課からの指導事項、適合証の発行の有無について（各自で記入すること）		

消防法についての協議記録

令和 年 月 日	担当課名・担当者名	各消防署警防課（ ）氏
① 必要な消防用設備等（各自で記入すること）		
② 担当課からの指導事項（各自で記入すること）		
※新規指定・変更届の申請時、次の書類の提出が必要となります。 <u>消防用設備等の設置が必要な場合</u> ・・・「消防用設備等検査済証」または「消防用設備等設置証明書」の写し <u>消防用設備等の設置が必要ない場合</u> ・・・「防火対象物使用開始届出書」の写し		

※ 面積を記した図面や土地の案内図等を各担当部署に持参のうえ、手続・届出方法等を確認してください。

※ 最終図面を確定する前に各担当部署と協議を行い、必ず了解を得るようにしてください。